

令和 2 年 9 月 4 日
公共サービス改革推進室

政府米の販売等業務における契約変更について

1. 経緯

今般、平成 27、28、30 及び令和元年度販売等業務の受託事業者である住友商事が、食料の輸出入及び国内取引に関する事業について、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）の 100%出資事業会社である住商フーズ株式会社（以下「住商フーズ」という。）への事業譲渡を進めており、本事業についても、住友商事と住商フーズの間で事業譲渡に関する合意書を締結した上で、令和 2 年 10 月 1 日付で契約を承継したい旨を申し出。

このため、農林水産省では、承諾に当たっては、契約の確実な履行の観点から、譲渡先が履行能力を有しているか等により承継可否を判断。

譲渡先である住商フーズについては、

- ① 入札実施要項に基づき入札時に課している参加要件を全て満たしていること
- ② 住商フーズは、住友商事の完全子会社であり、現行の担当者の多くが住商フーズにおいて、引き続き同業務に従事すること
- ③ 再委託先以降の業務実施者についても、引き続き現行と同じ体制が引き継がれること。

から、履行能力は問題ないものと判断。（加えて、契約の確実な履行を担保するため、住友商事に対して、譲渡後も金銭的な債務保証を負わせる方向で調整中。）

2. 契約変更の内容

事務局にて、農林水産省から報告を受け、以下の内容について、確認を行い、公共サービス改革法の趣旨が損なわれないと判断しましたので、ご報告申し上げます。

○透明性、公平性について

譲受会社は、現事業者の出資により設立され、本業務の実施体制は譲受会社に受け継がれる予定であり、入札手続の透明性、公平性を損なうものではない。

○事業内容・質について

業務内容に変更はなく、従前の業務実施体制の下で業務の質も維持される予定。

○実施経費について

実施経費の変更はない。

【契約主体】

住友商事⇒住商フーズ

【契約変更予定】

令和 2 年 10 月 1 日を予定